

四万十町まちづくり基本条例の一部改正に関する意見募集について

四万十町では、住民、議会、行政それぞれの役割や責務、まちづくりの基本的な考え方を定めた「四万十町まちづくり基本条例」（平成23年4月1日施行）を制定し、「住民が主役であるという」本町の目指す自治の将来像を推進してきました。

このたび、条例の一部を変更（地域内分権及び地域自治区の条文を削除）するため、変更案について広く町民の皆さまからご意見をいただきたく、以下の要領で意見を募集します。

記

1 意見募集案件

『四万十町まちづくり基本条例の一部改正について』

2 意見募集期間

令和3年1月18日（月）～令和3年2月8日（月）まで

3 資料の閲覧方法

(1) 閲覧所による閲覧

- ① 本庁1階閲覧所
- ② 大正地域振興局1階閲覧所
- ③ 十和地域振興局1階閲覧所
- ④ 興津出張所閲覧所

(2) 町ホームページによる閲覧

<http://www.town.shimanto.lg.jp/>

4 意見の提出方法

次の方法でご意見をお願いします。

(1) 意見箱による投函

閲覧所に備え付けの用紙に記入して、意見箱に直接投函してください。

(2) 電子メールの場合

103030@town.shimanto.lg.jp 宛てに送信

(3) 郵送の場合（送料はご負担ねがいます）

〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16-17 四万十町役場 企画課あて

(4) F A X の場合

0880-22-3123

(5) 直接提出する場合

四万十町役場本庁西庁舎3階 企画課へお越しくください。

様式の指定はありませんが、住所、氏名、連絡先（電話番号）、意見の原案における該当ページを記入し、次のいずれかの方法で提出してください。

（電話での意見提出はお受けできませんので、あらかじめご了承ください）

5 注意事項

- (1) 募集する意見は、変更箇所に関するものに限りません。

- (2) ご提出いただいたご意見は、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、原則公表となりますので、あらかじめご承知おき下さい。
- (3) 皆さまからいただいたご意見に対し、個別にお答えできませんので、その旨ご了承ください。
- (4) ご意見中に、個人に関する情報で特定の個人が識別し得る情報がある場合及び法人等の財産権等を害する恐れがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
- (5) ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本件に対する意見公募に関する業務にのみご利用させていただきます。

6 お問い合わせ先

四万十町役場 企画課 福留まで 電 話 0880-22-3124
F A X 0880-22-3123
E メール 103030@town.shimanto.lj.jp